

春の火災予防運動



各ご家庭で防火対策を行い、災害に強い街を作りましょう！

火災予防かわら版



昨年の火災予防運動防火パレードの様子（石巻市）

春の火災予防運動が始まります。3月1日から7日までの7日間は、全国一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。

この運動は、空気が乾燥し火災の起こりやすい時季に、火災予防に関する知識や対策などを広く周知し、火災による被害を防ぐことを目的として実施されます。期間中は、各地域で防火パレードなどのイベントが開催されます。皆様もこの機会に、火の元の確認や、出火防止対策を見直してみましよう。

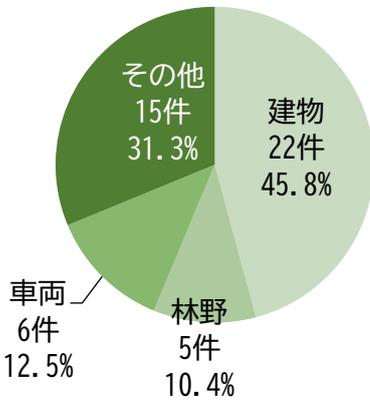
令和元年度第2号
石巻地区広域行政事務組合
消防本部予防課

本紙に関するお問い合わせはこちらまで
TEL 95-7167
FAX 94-4637

石巻市・東松島市・女川町 昨年の火災件数

令和元年に発生した火災は、48件であり、昭和46年の広域消防発足以来、最も少ない件数を記録しました。

火災種別の割合としては、建物火災が全体の4割以上を占めており、そのうち住宅火災が12件となっています。建物火災の出火原因として1番多いのが「配線器具」、「たばこ」となっています。また、火災が発生した住宅のうち、住宅用火災警報器を設置していたことにより早期発見、鎮火に至った事例は2件ありました。



電気配線や電化製品などの 電気火災対策

令和元年における火災発生原因の上位は、電気配線や電化製品などから出火する、電気火災が多い傾向となりました。これらの火災の主な原因は、コンセント部分にほこりが溜まり、湿気を含むことで電流が流れ発火する「トラッキング現象」や、配線を束ねたり、家具の下敷きになって長時間圧迫されていたり、タコ足配線することなどで断線やショートが起ることなどが挙げられます。

電気火災を防ぐ方法としては、特に湿気が多い場所や家具の後ろなど、目が届かない場所のコンセント周りをこまめに掃除する、配線は束ねたり家具の下敷きやドアに挟めた状態で使用しない、タコ足配線のように、消費電力の許容量を超える使用方法はしないなど、今一度、ご使用中の電化製品について、安全に使用しているか確認をお願いします。



トラッキング現象

～トラッキング現象とは～

③ 火花放電を繰り返し炭化が進むと、流れる電流が大きくなり、発熱し出火に至ります。

火花放電
出火
コンセントプラグ

② 付着した湿気やほこりによって、プラグの刃と刃の間に電流が流れ、火花が発生します。

火花放電
コンセントプラグ

① コンセントと差し込んだプラグの間に隙間があると、徐々に湿気やほこりがたまりやすくなります。

湿気
ほこり
コンセントプラグ

2019年度全国統一防火標語

ひとつずつ いいね!で確認 火の用心

令和2年の火災発生状況
令和2年1月の火災発生件数が、昨年1月の3件を大きく上回り、6件発生しています。この6件はいずれも建物火災で、2名の尊い命が失われ、3名の方が負傷しています。

出火に至る原因はそれぞれ異なりますが、いずれも始まりは小さい火種から発生しています。

あなたの家は防火対策をしていますか？

日常生活の中でも、火災の危険性は多く潜んでいます。あなたの家庭での習慣を確認してみましょう。



コンロ使用中にその場を離れていませんか？

火にかけた天ぷら鍋を放置し、熱せられた油が発火する火災が後を絶ちません。コンロを使用中は、絶対にその場から離れないようにしましょう。また、コンロ周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。



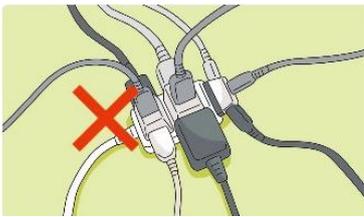
たばこの吸い殻は正しく処理していますか？

たばこの火が布団などに触れると、長い時間をかけて火災になります。寝ている間に部屋中が煙に包まれ、避難できなくなるおそれもあるため、寝たばこは絶対にやめましょう。また、灰皿には水を入れましょう。



放火されない対策をしていますか？

石巻地区においても、放火による火災は多く発生しています。放火されないために、家の周りに燃えやすいものを置かない、ゴミは決められた日に出すなどの対策をしましょう。また、車やバイクのカバーは防炎品を使用しましょう。



電気配線は危険な使用をしていませんか？

タコ足配線にして使用していませんか？石巻地区でも、タコ足配線による火災が発生しています。また、コンセント周りに埃などが溜まって「トラッキング現象」が起こり、火災に繋がるおそれがあります。こまめに掃除しましょう。



ストーブへの給油方法は安全ですか？

給油するとき、ストーブの火は消していますか？給油の際、カートリッチタンクからこぼれた灯油にストーブの火が引火すると、一気に燃え広がります。また、ストーブの周りに燃えやすいものは置かないようにしましょう。上部に洗濯物を干すのもいけません。



仏壇の火は安全に使用していますか？

仏壇のろうそくの火が袖につき、衣類が燃えて火傷を負う事故が発生しています。ろうそくの取扱いは十分注意しましょう。また、線香やろうそくが倒れて火災になるケースもありますので、防炎の仏壇マットを使用するなどの対策をし、その場を離れる際には火を消しましょう。



小さな火種から山火事に拡大し、樹木が焼損した様子

春は山火事が多い季節です

山火事の発生原因は、たき火や放火、たばこのポイ捨てなど、人的要因がほとんどです。強風時や乾燥時にはたき火などを行わないこと、たばこは指定された場所喫煙し、吸い殻は投げ捨てないようにしましょう。

また、山火事の約7割が、冬から春（1月～5月）にかけて集中して発生しています。特に春先は、風が強く空気が乾燥し、火災が発生しやすい自然条件となること、春彼岸でのお墓参りや、山菜取りなどで山に入る方が増加するなど、火災発生の危険性が高い季節となります。火の取扱いには十分注意しましょう。

スプレー缶の処分方法に注意!



スプレー缶に残ったガスに引火し、ごみ収集車が焼損した火災

平成30年12月16日、北海道札幌市内の不動産会社事務所において、多数の負傷者を出す大規模なガス爆発事故が発生しました。原因は、大量のスプレー缶を室内で噴射させ、室内に充満したガスに引火したものです。

また、石巻地区では、中身が入った状態で捨てられたスプレー缶が、ゴミ収集車で回収される際に破損し、可燃性ガスが噴出。金属同士の摩擦による火花が可燃性ガスに引火し、ゴミ収集車が焼損する火災が発生しています。

スプレー缶を処分する際は、中身を使い切り、各自治体の取り決めに従って捨てましょう。詳しい処分方法については、各自治体にお問い合わせください。

リチウムイオンバッテリー

パックからの出火にご用心!

リチウムイオンバッテリーは、ノートパソコンやスマートフォンに使われるリチウムイオンの電池や充電器（モバイルバッテリー）に使用されていますが、最近では充電式の電気掃除機や電動工具の出火事故が急増しており、その原因として、純正でないバッテリーを充電中に着火したケースが相次いでいます。バッテリーパックは通販サイトなどで安く販売されていることもあり、多くの方が利用していることが予想されますが、リコール情報の確認、商品の安全性を確かめたいので購入するとともに、充電中に異常が確認された場合は、すぐに使用を中止しましょう。

携行缶でガソリンを購入する場合

令和元年7月18日に京都府の「京都アニメーション」で発生した、ガソリンに起因する爆発火災を受けて、令和2年2月1日から、ガソリンを販売する場合、
①顧客の本人確認、②使用目的の確認、
③販売記録の作成を行うことになりました。購入される際は、販売店の指示に従ってください。

また、ガソリンを購入する場合は、ガソリン専用の携行缶を利用し、必ず販売店の従業員に詰め替え作業を依頼してください。セルフスタンドでも、顧客が自ら携行缶にガソリンを詰め替えることはできません。ガソリンは、私たちの生活になくてはならない燃料ですが、使い方を誤ると大変危険なものです。安全な取り扱いを心掛けましょう。

住宅火災 命を守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



防火講話を

受けてみませんか?

石巻消防本部では、近年の火災の話、火災を防ぐ対策、火災になった時の行動など、要望に応じて講話や座談会を行っています。

また、防火指導員が幼稚園などを訪問し、幼児防火指導などの業務を行うほか、依頼に応じ高齢者の方に向けた防火講話なども行っています。

老人会や自治会などの集まりの際に、防火に関する講話を受けてみてはいかがでしょうか?



防火指導員による腹話術の様子

ついて良かった！住宅用火災警報器

住宅用火災警報器がついていたことにより、大きな火災に至らずに済んだ事例を紹介します。



天ぷら油を火にかけたまま忘れて外出してしまっただが、2階にいた居住者が住宅用火災警報器の音に気づき、粉末消火器を使って消火した。

居住者が外出中、風呂釜の空焚きにより火災が発生。たまたまその家を訪れた郵便配達員が住宅用火災警報器の音に気づき、119番通報をした。



ストーブの上に干していた洗濯物がストーブに落ち、火災が発生。居住者はトイレにいたが、住宅用火災警報器の音に気づき、水道水で消火した。



アロマキャンドルを焚いたまま外出し、棚に引火。別の部屋にいた居住者が住宅用火災警報器の音に気づき、近隣者に通報を依頼した。



左記は、石巻地区で発生した火災で、小さな被害で済んだ事例の一部です。これらの火災で、もしも住宅用火災警報器がついていなかったら、人命と財産に多大な損害が発生していたかもしれません。

住宅用火災警報器は、住宅火災における「早期発見・早期消火・早期避難」に高い効果を発揮していることがわかり、火災による被害の軽減や命を守ることに直結していることを示しています。

まだ設置していないお宅は、今すぐ設置し、既に設置しているお宅は、正常に作動するように日頃から点検して、我が家の出火防止に備えましょう。

住宅用火災警報器を設置する場所

- ・台所 ガス、IH等の種類にかかわらず、すべての台所に設置が必要です。なお、料理中の水蒸気等での誤発報を防止するため、熱感知器の設置も認められています。
- ・寝室 人が就寝する部屋全てが対象です。階段 2階以上に寝室がある場合には階段の上部への設置が必要です。

10年経過で作動しない可能性

火災が発生した際に、早期に煙や熱を感じ、警報音が鳴ることで、火災による逃げ遅れを防止する、まさに「命を守る機械」。この小さな機械に守られた命が多く存在することも事実です。しかし、設置から10年が経過した住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れなどで、正常に作動しないおそれがあります。

住宅用火災警報器が正常に作動するかどうかの点検方法は、警報器の本体にあるテストボタンを押すか、ヒモを引くだけで簡単にできます。ボタンを押す、またはヒモを引いた際に、「正常です」という音声か、または警報音が鳴れば、故障や電池切れの心配はありません。

ぜひ、各ご家庭で定期的に点検を行うようにしましょう。

悪質な訪問販売にご注意

消防署員や、公的機関の委託業者を装い、一般家庭に消火器や住宅用火災警報器を高額で販売する悪質業者が増えています。

消防署員が消火器や住宅用火災警報器を販売することはありません（販売業者に依頼することもありません）。

一般家庭で住宅用火災警報器を設置していなくても、罪に問われることはありません。また、消火器に関しては一般家庭に設置義務はありません。

万が一購入してしまった場合は、クーリングオフの対象となりますので、消費者センターにご相談ください。

